

株式会社フォーリーフナゲット 虐待防止委員会

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第2条 委員は以下の通りとする。

1. 委員長は、代表取締役とする
2. 委員には、各事業所の管理者を加える。
3. 委員には、必要ある場合には法人役員を加えることができる
4. 委員には、利用者の代表を加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

1. 委員会は年最低1回以上開催する
2. 会の開催の必要がある時は、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次の通り実施する

1. 職員倫理綱領及び行動指針を職員に周知する
2. 「虐待の分類」について職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく
3. 虐待が起こりやすい職場環境の確認及び改善を行う
4. 上記実施した結果、虐待が起こりやすい恐れがある時は改善及び見直しを行う
5. マニュアル、チェックリストの作成及び見直しとその実施を行う
6. 虐待及びその疑いのある事案の検証及び再発防止を検討する
7. その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行う

(委員会の責務)

第5条 委員会及び委員は次の責務を負う。

1. 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりをめざさなければならない。
2. 委員は、日頃より関係法令の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上にも努めるものとする。
3. 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導する。
4. 委員会は、利用者の虐待の恐れのある事案や支援がある場合は、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。
5. 委員会は身体拘束等の適正化についても検討する

附 則 この規程は令和4年 4月 1日から施行する